

神奈川県傷病者の搬送及び受入れの実施基準の改定について（令和3年度分：令和4年4月1日一部改定）

No.	改正前	改正後	改正理由
1	はじめに P.4	・改定経緯を追加	・改定経緯が明確に分かるよう、「改定経緯」を追加 ・検討部会で挙げられた意見（中等症以下の基準、後方支援病院との連携強化、救急医療機関・精神科医療機関の連携強化）については、「今後について」に記載した。
2	第1章 共通基準 P.7 I 分類基準 【消防法第35条の5第2項（第1号）】 ①「妊娠初期（第22週未満）」	第1章 共通基準 I 分類基準 【消防法第35条の5第2項（第1号）】 ①「妊産婦（第22週未満）」へ変更	・神奈川県周産期医療協議会（書面会議）で、妊娠初期が14週目までを意味するもので、22週未満と整合性が図れないとの指摘があり、表現を変更した。 ・医療機関リストの区分も「妊産婦」へ変更（別表9：P.8・51、別表14：P.85・86）
3	第1章 共通基準 P.8 II 医療機関リスト 【消防法第35条の5第2項（第2号）】 ①別表1から別表15 P.29～P.96	II 医療機関リスト 【消防法第35条の5第2項（第2号）】 ①別表1から別表15	・医療機関調査を元に最新のデータに更新した。
4	第1章 共通基準 P.9 III 観察基準 【消防法第35条の5第2項（第3号）】 ①「救急隊員の行う応急処置等の実施基準」 ②観察区分（観察・計測・その他）	III 観察基準 【消防法第35条の5第2項（第3号）】 ①「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準」へ変更 ②観察区分（観察等・その他）へ変更	・平成16年8月第21号最終改正を平成29年2月第2号最終改正に更新 ・【追加説明分】P.17、P.24も同様に訂正させていただきます。
5	第1章 共通基準 P.12 VI 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表16 ②急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院の強化や回復期リハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。	VI 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表16 ②急性期から回復期へ移行した患者の受入れを行う後方支援病院の強化について、地区MC又は二次保健医療圏ごとに、実情に合わせたシステムを構築する必要がある。また、回復期リハビリテーションや在宅医療の機能強化を行う。	・第6号基準の医療機関リストについては、平成25年6月1日現在の状況であり、地域医療体制等の変化により現状と相違する部分があったため、各地区MC又は二次保健医療圏で再度見直しを行い、医療機関リストを更新した。 ・後方支援病院の強化については、検討部会でも意見が挙げられた内容であり、より具体的な表現を加えた。
6	第1章 共通基準 P.13、P.99 VI その他基準 【消防法第35条の5第2項（第7号）】 ①ドクターヘリコプターの活用に関する基準	第1章 共通基準 VI その他基準 【消防法第35条の5第2項（第7号）】 ①ドクターヘリコプターの活用に関する基準の更新	・神奈川県ドクターヘリ運用要綱を2008年7月1日から2018年7月27日の最新版へ更新した。
7	第3章VI 受入医療機関確保基準 P.27 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①身体合併症対応施設（2施設）	第3章VI 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①身体合併症対応施設を4施設追加（6施設）	・精神疾患を有する傷病者の受入れを強化するため、4施設と調整し合意形成ができたことから、身体合併症対応施設を4施設追加した。 ※更新に伴い、不要カ所の削除（P.25、P.27）
8	別表17 P.98 VI 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表17 1 リスト作成の基本的考え方	別表17 VI 受入医療機関確保基準 【消防法第35条の5第2項（第6号）】 ①別表17 1 リスト作成の基本的考え方 「※なお、本リストは毎年更新を行うものとする」という表記を追加	